

第7章 学生の支援体制

1 学修支援

(1) 履修指導の体制

(a) 入学前の説明会

当専攻の学生の多くは法学未修者であるため、入学予定者がスムーズに入学後の授業に適応できるように、事前に読んでおくことを薦める入門書を紹介している。また入学前年度の12月に、7法科目（憲法、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の概要や学修の仕方について短時間の説明会を行っている。純粋未修生が多い本学の特性に鑑みて、説明会においては、併せて、法学の特性及び法科大学院での学修の進め方などについて説明する法学入門を、また、既修者コース入学者を主たる対象として、民事・刑事双方の実務系科目の入門講話を行っている。ただし入学前であることを考慮して学生の出席は任意としている。なお、令和2年度以降は対面式のほか、多くのプログラムにつきオンラインでの録画配信を行った。

(b) 新入生ガイダンス

入学式直後に新入生ガイダンスを行っている。このガイダンスにおいては、専攻長から教育理念や目的について説明を行い、教務委員長からは、「学修の手引」などの配付資料に関し説明を行っている。それとともに、担当の教員・職員が履修手続や自習室、資料室、図書館等の施設、TKCやLLI等のデータベース等の使い方などについて説明を行っている。

(c) 履修指導

当専攻の学生の多くは法学未修者であるため、まず法律基本科目を確実に修得させることを目指している。教員は法学未修者である学生に対しては基本的な知識の解説を中心に講義を行い、加えてチューターの補助により万全を期す体制をとっている。

履修科目の選択については、将来の目標とする分野の科目についてのイメージが分かるよう新入生ガイダンスにおいても、履修ガイドやシラバスを利用して説明している。また、履修登録期間内であれば、履修科目を変更することが可能である。

(d) 場所的・時間的障害を解消するための多様なICTを利用した授業の開発と実践

当専攻は、平成29年度及び平成30年度には「場所的・時間的障害を解消するための多様なICTを利用した授業の開発と実践」及び「時間的ハンディキャップのある有職社会人学生に向けた未修者フォローアップ・プログラム」を申請し、各年度ともに、前者は「特に優れた取組」に、後者は「優れた取組」に採用された。前者の取組は、地方在住者や、働きながら法曹を目指す有職社会人が、法科大学院教育にアクセスしようとする

る際の場所的・時間的障害の解消を目的として、複数の ICT を活用することにより、同時性と双方向・多方向性を確保したオンライン授業を実施しようとするものである。後者の取組は、他の法科大学院に比して未修者が多く、有職社会人がほとんどといえる本法科大学院の特性に照らし、未修者教育の充実を期した複数の取組を盛り込んだものである。

まず「場所的・時間的障害を解消するための多様な ICT を利用した授業の開発と実践」では、具体的には①地方在住者に対して「サテライト方式」を、②働きながら法曹を目指す社会人に対しては「モバイル方式」により、同時性と双方向・多方向性を確保したオンライン授業の提供を開始した。

また、令和元年度以降は、「ICT の積極的導入による場所的・時間的障害の解消」を 3 つの柱の 1 つとして文部科学省加算プログラムの申請を行い、令和元年度及び令和 2 年度には A 評価（加算率 15%）を、令和 3 年度には A+ 評価（加算率 20%）を受けている。

① 「サテライト方式」

テレビ会議システムを通じ、他大学法科大学院との間で授業を送受信して単位互換を行っている。具体的には、年度により違いはあるものの、平成 29 年度より甲南大学との間で「自治体法務」、「登記実務」、「政策法務」を、平成 30 年度より金沢大学との間で「環境法」、「労働法」、「紛争とその法的解決Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」を送受信している。詳細は以下の表のとおりであるが、受信側からは送信側の板書が見えないことへの対処や、受信側学生が聞き取りやすいよう送信側教員が話し方などの技術的な注意点もあるものの、送信側教員の講義のみならず両校からの活発な質疑応答も行われている。受信校学生にはアンケートを実施したが、対面授業との比較で遜色のない満足度を示している。

甲南大学との連携

年度	筑波大学 提供科目	履修人数 (甲南)	甲南大学 提供科目	履修人数 (筑波)
平成 29 年度	自治体法務	2	登記実務	8
平成 30 年度	自治体法務	3	登記実務	14
令和 1 年度	自治体法務	2	登記実務	3
	ロイヤリングⅠ	0	政策法務	4
令和	自治体法務	5	登記実務	11

2年度	ロイヤリング I	1	政策法務	4
令和 3年度	自治体法務	2	登記実務	2
	ロイヤリング I	0	政策法務	8

金沢大学との連携

年度	筑波大学 提供科目	履修人数 (金沢)	金沢大学 提供科目	履修人数 (筑波)
平成 30 年度	労働法	0	紛争とその法的解決 I	7
	リーガルクリニック	0		
令和 1 年度	環境法	0	紛争とその法的解決 I	1
	リーガルクリニック	0		
令和 2年度	環境法	0	紛争とその法的解決 I	11
			倒産法 II	5
令和 3年度	環境法	0	紛争とその法的解決 I	2

②「モバイル方式」

国内外への出張が入るなど対面授業出席への制約の多い社会人が、国内外の出張先からでもタブレット端末等によって受講することが可能となる。ただし、ICT による利用が過度になり、面接授業が空洞化しないように一定の制限枠（利用回数や人数制限）を設け、また、利用をめぐるトラブルが生じないようルールを定めていた。利用件数は 129 件（平成 29 年度）、83 件（平成 30 年度）となっており、学生の持つ一定のニーズに応えることのできるシステムと評価できた。現在はコロナ禍により利用回数や人数の制限が撤廃されている。

(e) 時間的ハンディキャップのある有職社会人学生に向けた未修者フォローアップ・プログラム

さらに当専攻では以下の 5 つのプログラムを有機的に組み合わせつつ実施し、一人ひとりの習熟度に配慮したきめ細かい未修者教育を推進している。

① 習熟度別チューターゼミ

1 年次必修科目のうち憲法・民法・刑法の基本 3 法について、初学者対象と中級者対象の 2 コースに分けてチューターゼミを実施している。初学者コースでは基本事項の定着を目指し、中級者コースでは典型事例演習を通じて条文や知識の使い方が学ばれる。受講者は、習熟度に応じてコースを自由に選択でき、コース選択について担任教員に相談する窓口が設けられている。

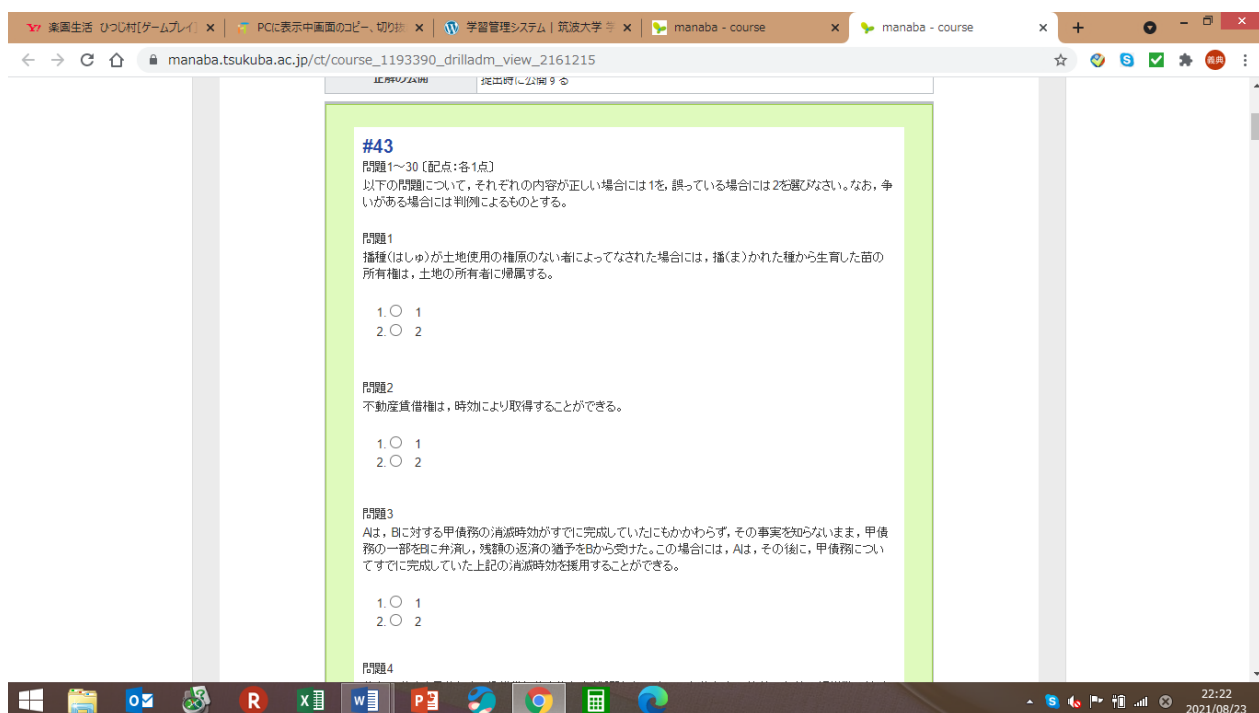
② 期末試験対策チューターゼミ

1 年次科目を中心に、基本 7 法の期末試験実施の 2 週間ほど前に、前年度の期末試験問題を使用したチューターゼミを実施している。ゼミでは単に答案で書くべき内容の解説をするばかりでなく、法的三段論法を中心とした答案の書き方の指導なども併せて行われる。ゼミによっては、学生の起案した答案を添削することも行われている。

③ 共通到達度確認試験のための学修支援

平成 30 年度の未修者コース入学者から共通到達度確認試験の受験が義務化されたことに伴い、同試験の受験前に学生が受験準備をできるよう manaba（学習管理システム）上に、同試験の過去問を掲載している。manaba には計時機能があり、実際の試験時間に合わせた解答時間設定がなされていることから、単なる過去問演習に止まらない模擬試験としての性質が付与されている。

No.	試験名	ステータス	開始日時	終了日時	公開状態	操作
54	ドリル 第2回共通到達度確認試験 再試験 民法	-	-	2021-02-24 00:00~ 2021-02-24 00:00	非公開	🔍 ⚙️
55	ドリル 第2回共通到達度確認試験 再試験 刑法	-	-	2021-02-05 00:00~ 2021-02-24 00:00	非公開	🔍 ⚙️
56	ドリル 令和3年度第一回模擬試験 (憲法)	受付終了	2021-08-07 00:00~ 2021-08-16 00:00	-	公開中	🔍 ⚙️
57	ドリル 令和3年度第一回模擬試験 (刑法)	受付終了	2021-08-07 00:00~ 2021-08-16 00:00	-	公開中	🔍 ⚙️
58	ドリル 令和3年度第一回模擬試験 (民法)	受付終了	2021-08-07 00:00~ 2021-08-16 00:00	-	公開中	🔍 ⚙️
59	ドリル 令和3年度第二回模擬試験 (憲法)	受付開始待ち	2021-09-19 00:00~ 2021-09-30 00:00	-	公開中	🔍 ⚙️
60	ドリル 令和3年度第二回模擬試験 (刑法)	受付開始待ち	2021-09-19 00:00~ 2021-09-30 00:00	-	公開中	🔍 ⚙️
61	ドリル 令和3年度第二回模擬試験 (民法)	受付開始待ち	2021-09-19 00:00~ 2021-09-30 00:00	-	公開中	🔍 ⚙️
62	ドリル 令和3年度第三回模擬試験 (憲法)	受付開始待ち	2021-10-23 00:00~ 2021-11-01 00:00	-	公開中	🔍 ⚙️
63	ドリル 令和3年度第三回模擬試験 (刑法)	受付開始待ち	2021-10-23 00:00~ 2021-11-01 00:00	-	公開中	🔍 ⚙️
64	ドリル 令和3年度第三回模擬試験 (民法)	受付開始待ち	2021-10-23 00:00~ 2021-11-01 00:00	-	公開中	🔍 ⚙️
65	ドリル 令和3年度第四回模擬試験 (憲法)	受付開始待ち	2021-12-18 00:00~ 2021-12-27 00:00	-	公開中	🔍 ⚙️
66	ドリル 令和3年度第四回模擬試験 (刑法)	受付開始待ち	2021-12-18 00:00~ 2021-12-27 00:00	-	公開中	🔍 ⚙️
67	ドリル 令和3年度第四回模擬試験 (民法)	受付開始待ち	2021-12-18 00:00~ 2021-12-27 00:00	-	公開中	🔍 ⚙️
68	ドリル 令和3年度第五回模擬試験 (憲法)	受付開始待ち	2022-01-22 00:00~ 2022-01-31 00:00	-	公開中	🔍 ⚙️
69	ドリル 令和3年度第五回模擬試験 (刑法)	受付開始待ち	2022-01-22 00:00~ 2022-01-31 00:00	-	公開中	🔍 ⚙️
70	ドリル 令和3年度第五回模擬試験 (民法)	受付開始待ち	2022-01-22 00:00~ 2022-01-31 00:00	-	公開中	🔍 ⚙️



④ 法学基礎力充実プログラム

入学予定者を対象に、入学前ガイダンスを実施している。また第2章で述べたように、平成29年度からは演習形式の選択科目「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」（各1単位、計3単位で、Ⅰは民法、Ⅱは憲法・刑法）を開講している。

⑤ 社会人学生向けe-ポートフォリオ・システム（通称「学生カルテ」）

各教員が面談を担当した学生の情報を共有することにより、その後の学生指導やFD活動に役立てるためのシステムであり、従前は独立したクラウド上に作成していたが令和2年度から manaba 上に移行した。学生は、学習状況についての報告や成績状況についての自己評価をした学生調査票を、毎年1回7～8月に作成しており、この学生調査票もシステムに取り込んで教員が確認できるようにしている。

(f) 法科大学院ウェブサイトの活用

TWINS（学務業務支援情報システム(Tsukuba Web-based Information Network System)）及び manaba の活用に加え、現在では、当専攻ウェブサイトの学内者専用ページの開設により、教職員及び学生間における教育活動に関する情報提供・交換・共有が、さらに一層図られている。学生が授業時間外の学修を効果的に行えるようにするために、講義レジュメ教材等の関係資料を資料室での配付（コロナ禍で停止中）に加えて、当専攻ウェブサイトの学内者専用ページを通じて（令和2年度からは主として manaba を通じて）、学外からも任意に時間帯を問わず取得できるよう工夫に努めている。学生が予習等の授業準備を効果的に行うため、こうした関係資料類の配付は原則として授業の

1週間前までに行っている。なお、ウェブサイト及び manaba の配付欄は担当教員によるコメントを掲示できる仕様となっており、関係資料の配付と併せて、予習に関する留意事項（予習すべき教科書、参考書の該当ページの指示等）を学生に周知できるようにしている。



(g) 授業の録画・配信

主に純粹未修者の復習や欠席者、遅刻者の補充学修のため、録画された講義をストリーミング配信し、当該科目の履修学生が自宅等のパソコンから任意にこれを視聴できるようにしている。このストリーミング配信に対する学生のニーズは高く、対象講義の増加に努め、現在では全科目を収録対象としている。

(2) 学修相談・助言体制

学生担任制度を設け、学生ごとに1名の専任教員を担当として、随時、学修相談・助言を行う仕組みとしている。

また、各教員は、毎回の授業終了後、学生からの質問に丁寧に答えるようにしている。そのほか、毎週一定の時間帯にオフィスアワーを設定し、学生からの質問や相談に応じるようにしている。このオフィスアワーの担当者、曜日、時間を記載した一覧表を「履修ガイド」の中に記載し、新学期に配布している。オフィスアワーにおいては、原則として専任教員が研究室において（令和2年度以降はコロナ禍により対面指導が制約されたため、主としてオンラインで）、学修相談ばかりでなく、履修登録等の相談も行えるようにしている。

なお、兼任教員や兼任教員については、特にオフィスアワーの時間帯を設定していない

が、学生から当該科目の授業時間の前後に相談等があった場合には、対応してほしい旨の依頼をしており、特に派遣裁判官や派遣検察官においては、勤務時間を授業1回当たり4時間確保しているため、個別にオフィスアワーを行っており、当該授業開始時にその旨学生に周知している。

さらに、学修相談等を行う施設や環境等については、個別相談にも応じられるような面談スペースとして571号室を「学生相談室」として確保しており、その上で学生が社会人であるという特性から、メール等による学修相談にも学生担任が随時応じている。

また、学生とのコミュニケーションを充実させるため、学内に意見箱(無記名可)を設置し、学生からの意見や相談を常時受け付けている(これと並んで、コロナ禍ではメールなどでも意見の受付を行っている)。意見箱には、年間数件程度意見が寄せられ、これにつき教務委員会の担当者が定期的に関き、その内容によっては教務委員会で検討し、場合によっては専攻会議で対応を協議している。また、投書に対する回答や改善措置の実施が必要な場合には、専攻長又は教務委員会が回答し、または適切に実施している。またFD委員会においても、上記の個別の学修相談で得た情報を、教員間で相互に情報交換しあい、それぞれの授業における指導に活かすよう努めている。

このほか、学生間及び学生と教員のコミュニケーションを促進するため、土曜日の昼休み時間帯や授業のない平日の夜間に学生ミーティングを年に数回の頻度で実施しており、特に土曜の昼休みは半数以上の学生が参加している。多様な交流を促進するため、同学年の学生のためのミーティングばかりでなく、上級生による授業履修や長期履修制度利用に関する体験談など学年を跨いだミーティングも実施するようにしている。

(3) 教育補助者による支援体制の整備

当専攻においては、チューター制度を採用して、学修支援の体制をとっている。チューターは学生と年齢的に離れていない若手を中心とした弁護士35名程度が公法系、民事系、刑事系担当をそれぞれ担当し、それぞれの基本的知識に関する事項について、講義のない時間帯や夏休みにゼミを開講している。当専攻では、法律学を勉強した経験のない学生が多いことから、基礎的な知識の補充が必要とされる場合が多く、少人数で同年代のチューターから初歩的な問題でも親しく聞くことができるため、また特に当専攻を修了したチューターは、有職社会人が法科大学院生として修学する際の苦労を実体験しているため、当専攻学生からの評価が高い。チューター制度はあくまで正課授業の補助的な指導・助言を行うことを趣旨とし、司法試験のための過度の受験指導とならないように留意し、正課授業との連携を図っている。チューターゼミを開催するにあたり、チューターに、担当者、対象年次、ゼミの目的と到達目標、ゼミの形式(講義形式か演習形式か等)、教材、日程を記述した「チューターゼミ計画」の提出を求めており、これに基づき学生に対し掲示等により開催を周知している。チューターゼミの効果を測るため適宜学生からアンケートをとり、さらには、専任教員とチューターとが一堂に会する「チューター全体会議」を毎年1回10～12月に開催して、正課科目担当教員との連絡を密にしている。

なお、このチューターゼミ制度は、前述のように平成28年度より受講生の習熟度別に「初学者コース」と「中級者コース」に分けられ、受講生にとってより効果的な学修に資するよう改編された。また、平成30年度からは以上の「通常型」ゼミと並んで、参加学生を少人数で固定した「個別型」ゼミを開始した。チューターと受講者が固定されることで、「通常型」ゼミと比べて開講時間帯を自由に設定することができ、また、チューターが個々の参加学生の思考・答案作成の特徴を具体的に把握しやすくなることで、チューターゼミの効果を高めている。

令和2年度以降はすべてのチューターゼミをオンラインで実施している。

(4) 修了後の学修支援制度

法曹学修生は、当専攻を修了して5年以内の修了生が、申請により、法曹自習室、ゼミ室、全学計算機室、学生用ロッカー等の施設を修了後も使用できるようにすることを目的とする制度である（なお、校舎地階「大塚図書館」は、法曹学修生にならずとも、当専攻修了生全員が引き続き利用することができる。）。法曹学修生を年2回、半期ごとに募集し、出願期間その他詳細については当専攻ウェブサイトに掲載し、修了（予定）者に周知している。

また、年に1回、修了生懇談会を実施しており、修了生と当専攻とのつながりを保つようにしている。

さらに、令和2年度からは修了生及び修了予定者を対象に、エクステンションプログラム「法科大学院修了生フォローアップ講座」を開催し、修了後も学修の支援を行っている。

2 生活支援等

(1) 経済的支援

当専攻には、優秀な学生の修学継続を容易にするための奨学援助の一環として、入学料・授業料の全部又は一部の免除もしくは徴収猶予の制度がある。その要件については当専攻ウェブサイトに掲載している。入学料、授業料の各年度における免除申請及び許可件数は下表1及び表2のとおりである。

また、学外の奨学金制度である独立行政法人日本学生支援機構の奨学金についてもその募集要項について広報（掲示文、ウェブサイトへの掲載）を行っている。日本学生支援機構の奨学金の年度別貸与件数は下表3のとおりである。さらに、提携金融機関（第一勧業信用組合）の専用ローンを紹介している。

表 1：入学料免除申請及び許可件数

年度	申請件数	許可件数
平成 29 年度	2	0
平成 30 年度	0	0
令和元年度	2	1
令和 2 年度	2	0
令和 3 年度	3	0

表 2：授業料免除申請及び許可件数

区分		申請者数	全額 免除者数	一部（半額） 免除者数
平成 29 年度	前期	9	1	2
	後期	3	0	2
平成 30 年度	前期	2	0	0
	後期	1	0	1
令和元年度	前期	3	1	1
	後期	2	1	1
令和 2 年度	前期	5	1	3
	後期	3	1	1
令和 3 年度	前期	5	1	3
	後期	5	1	2

表 3：日本学生支援機構の奨学金貸与件数

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	申請者	採用者	申請者	採用者	申請者	採用者	申請者	採用者	申請者	採用者
第 1 種	1	1	0	0	1	1	2	2	0	0
第 2 種	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0
第 1 種・第 2 種併用	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0

(2) 学生生活の支援体制の整備

学生の相談に関しては、原則的に学生委員会が対応している。各学生には担当教員が1名

ずつついており、原則としてこの担当教員が学生の相談にあたる。また、筑波キャンパスにある学生相談室においては、専門のカウンセラーによるカウンセリングやアドバイスを中心としたサービスが提供されており、コロナ禍ではオンライン又は電話によるサービスの提供もなされている。しかし、大学本部が契約した相談業者への相談という形での利用が中心となっている。また、学生の健康管理における支援体制としては、職場での健康診断を受診していない希望者が、東京キャンパスにおいて教職員向けに実施される健康診断を受診できることとなっている。

筑波大学では、各種ハラスメント（セクハラ、パワハラ、アカハラ）の発生を未然に防ぎ、あわせて発生した場合に適切な措置を講ずるため、ハラスメントの防止及びその被害者に対するケアのための制度（「ハラスメント防止対策委員会」及び「ハラスメント相談員」）を設置し、その対応に努めている。

また筑波大学では、平成23年度より、各教育組織において学生のメンタルヘルスに関する「学生支援対応チーム」（組織長含め3名以上で構成。）を設置している。

3 障害のある学生に対する支援

現在、身体に障害のある学生は在籍していないが、教室、ゼミ室、図書館等の教育に関する施設をはじめ当専攻の全施設がバリアフリーとなっており、エレベーターがある他、各階には身障者用トイレが設置され、身体に障害のある学生に対応できる設備を備えている。

身体に障害がある者が入学した場合、例えば、修学上の配慮として、講義室に車椅子の学生の受講に必要なスペースを設けることを検討する等、その者の障害の程度や状況に応じた支援を行うことにしている。また全学的な組織として、筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター（DACセンター）が設置されている。また、平成26年4月1日、「筑波大学における障害学生支援に関する憲章」が制定され、障害学生受け入れに対応する体制を、大学をあげて整備している。ただし、これまでのところ、当専攻において、身体に障害のある受験生がいたことはあるが、入学した者はいない。

4 職業支援（キャリア支援）

当専攻の学生の特徴として、ほぼ全員が有職社会人であり、またこのうち一定の割合の者が企業内の法務部員、官公庁で法解釈に携わっている者、あるいは医師、公認会計士、税理士や弁理士などの専門職である。このような特性を有する学生が主体的に進路を選択できるように、裁判官、検察官、弁護士の実務家教員が、それぞれの分野に進むために必要な情報を、授業の後やオフィスアワーなどにおいて提供するように努めている。また、併設法律事務所の活用を通じた実践的法学教育を行う際に、法曹の諸活動について必要な情報を提供するようにしている。また、弁護士としてどのような分野に進むかについては、多様な分野のそれぞれで先端的に実務活動をしている弁護士（非常勤講師・チューターも

含む)が多数いるので、学生にきめ細かい情報が提供でき、それらについても授業後やオフィスアワーなどにおいて情報を提供している。また校舎5階当専攻事務室では、求人情報につき掲示を行い、情報提供に努めている。

さらに、上述のような個別教員レベルの進路相談等に加え、「ジュリナビ」に参加することにより、必要な情報の収集・管理・提供等に努めている。

[特長]

- ・入学前から説明会を実施することで、入学予定者がスムーズに入学後の学修をスタートできるようにしている。
- ・授業の復習のため、録画された講義をストリーミング配信し、学生が自宅等のパソコンからいつでもこれを視聴できるようにしている。
- ・ICTを通じて、当専攻ならびに他大学の授業を受講できるようにしている。
- ・面接授業を遠隔地でも受講できるような学修支援体制を整備するだけでなく、正課外の学修、さらには個々の学生を有効かつ適切に指導するためのデータ管理を、情報通信技術によって実現している。
- ・純粋未修者のスタートアップ・プログラムに取り組んでいる。

[課題]

- ・ICTを通じた授業配信の一層の充実。
- ・未修者教育のための5つのプログラムを相互に有機的に関連付けた上、より一層有効に活用すること。
- ・修了後の学修支援の一層の充実。